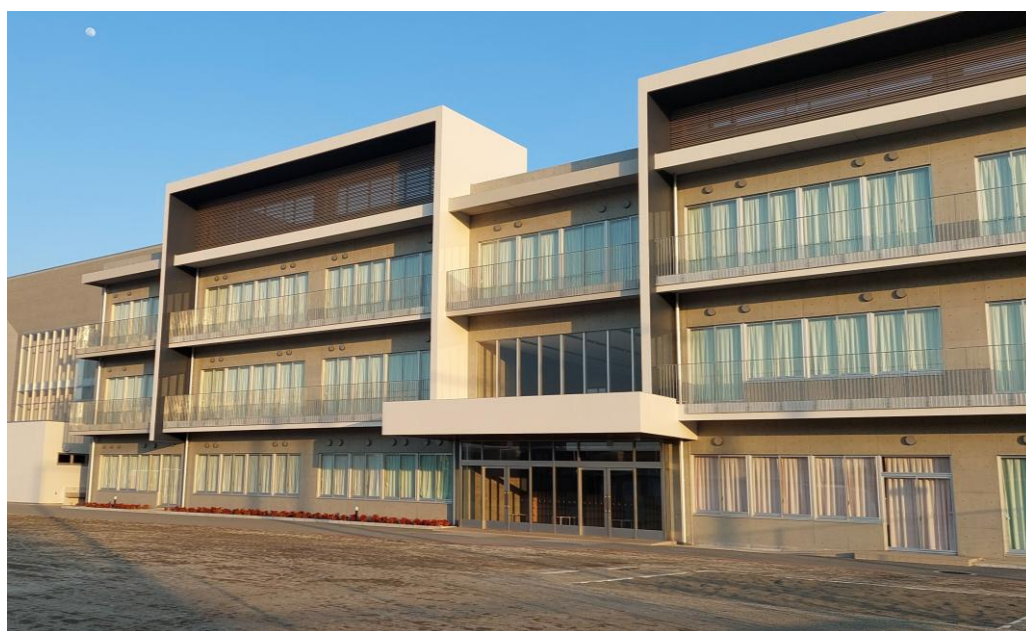


2026年度 学校いじめ防止基本方針



つくば市立研究学園中学校

1 いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
- 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
- 「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

2 未然防止のための取組

○学校全体の取組

- ・いじめに対する正しい認識について共通理解する。
- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教職員一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・教職員用の指導書「いじめ問題を見逃ごさないために」等を中心に校内研修会を実施し、教職員がいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。
- ・性的な被害やSNSに起因したトラブルについても未然の防止に努める。

○学級経営の充実

- ・生徒に対する教師の受容的・共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級をつくる。
- ・生徒の自主・自律・自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。相手の人格を傷つけるような人権意識に欠けた言葉や個人の体格、性格・性質、家族等への配慮を欠いた言葉への指導を重視していく。
- ・教師自身、いじめを誘発するような言動に十分注意する。(生徒を様々な場面でからかう、集団の前で一人を叱責する等)

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己有用感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進め、自己肯定感や自尊感情を高める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学びを保障する。

○教育相談活動の充実と全教育活動を通じた生徒指導の展開

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。

○つくばスタイル科、道徳科、学級活動において

- ・いじめを題材として取り上げることを道徳科の指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を育む授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・生徒同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるような活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。
- ・多様性を理解し、互いに尊重し合う態度を育む教育活動の充実に努める。

○学校行事において

- ・生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し実施する。全ての生徒が活躍できる場面や役割をつくることで自己有用感を高める。

○生徒会活動において

- ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（生徒会主体のいじめ防止フォーラムの企画運営等の展開）

○家庭や地域との連携

- ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会における様々な要因があることを共通理解し、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめにも関係する講演会を実施する。
- ・いじめの未然防止・早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけで取り組むのではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・日頃より電話連絡や家庭訪問を行うことで家庭との連携を密にし、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

3 早期発見のための取組

○複数の教職員の目による日常の交流を通して、いじめの早期発見に努める

- ・多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒に関わることにより、生徒の変化を見逃さない。
- ・休み時間の校内巡回を各学年で分担し、各学年の使用場所を見回る。
- ・いじめチェックリストを活用した振り返りを5月末、11月末と1月末に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが、積極的に学級訪問、授業参観などを行う。
- ・生徒指導部会を毎週実施する。

○アンケート等の調査を計画的に行う

- ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的（5月、6月、9月、11月、2月）に実施する。
- ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○教育相談による把握に務める

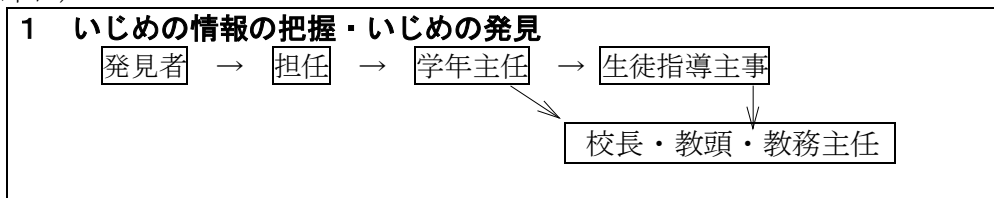
- ・担任による個別面談を定期的（5月、7月、9月、11月、2月）に実施する。
- ・生徒が希望したり、相談が必要と思われたりする場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が相談の体制を整える。
- ・面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

○保護者や地域からの情報提供の場をつくる

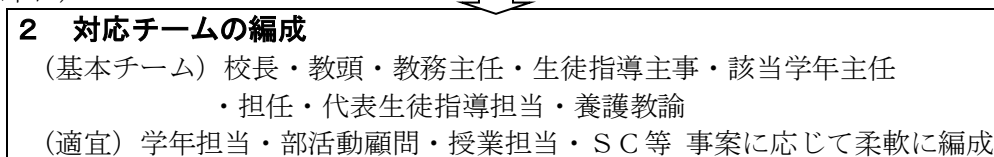
- ・いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や地域に発信し、いじめの予防や早期発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため、できる限り詳細に情報を得るようにする。

4 問題への対応（いじめ発見から解決までの取組）

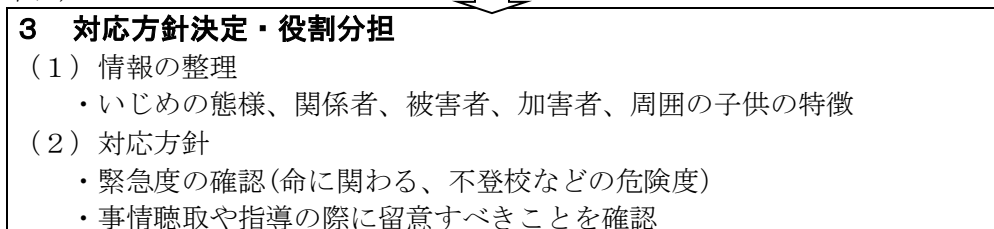
（原則即日）



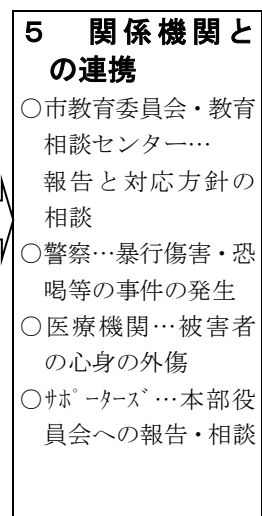
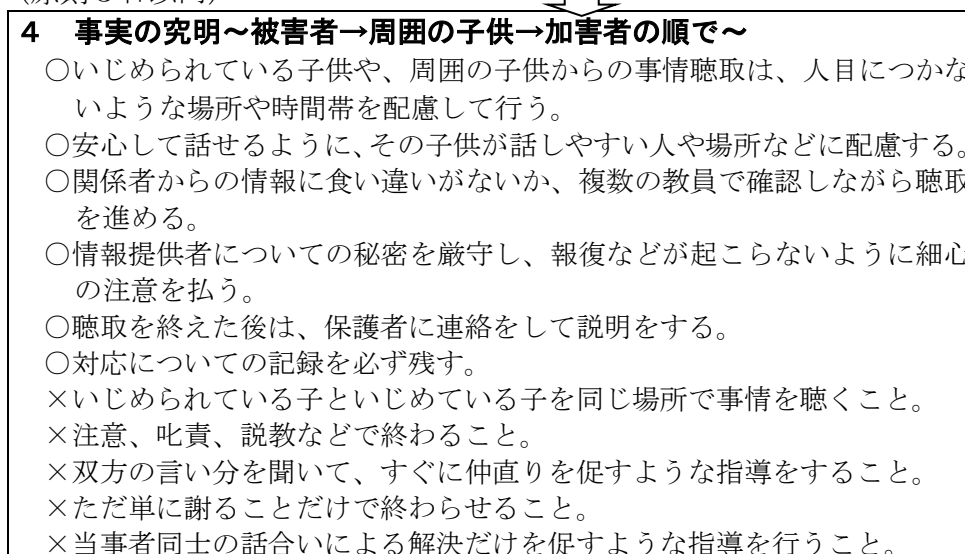
（原則即日）



（原則即日）



（原則3日以内）



| | | | |
|---|--|--|---|
| ↓ | ↓ | ↓ | |
| <p>5 被害者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。 ○自己肯定感の喪失を食い止めるように、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。 ○いじめている側の生徒との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。 ○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ○自己肯定感を回復できるような支援を継続する。 ×「君にも責任がある」「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。 | <p>5 加害者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、反省を促す。 ○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。 ○被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。 ○面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。 | <p>5 他の生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎いじめは学級や学年等の集団全体の問題とし、教師が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。 ○いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行動であることを伝える。 ○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを伝え、被害者の気持ちを考えさせる。 ○いじめを許さない集団づくりに向けて話し合わせ、活動を支援する。 | <p>6 保護者への対応</p> <p>被害者の保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事実を伝え、徹底して生徒を守り、支援していくことと対応の方針を具体的に伝える。 ○いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。 ○対応の経過を伝え、理解と協力を得る。 <p>加害者の保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。 ○相手の子供の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。 ○指導の経過と生徒の変容等を伝え、指導に対する理解を求める。 |

5 いじめ対策組織と年間計画

○いじめ対策委員会の実施

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、担任で構成する。
- ・生徒指導部会や学年会での話し合いをもとに、いじめについての実態、取組について協議するために定期的（月一回程度）に行う。
- ・緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

いじめ対策担当の設置と業務

- ・生徒指導主事がいじめ問題解消支援を担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。

○教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・いじめチェックリストを活用し、いじめ発見スキルの向上を図る。

いじめに関する共通理解事項

第2条より抜粋

いじめとは「当該生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該生徒等が心身の苦痛を感じるもの。」とする。

いじめ防止対策推進法

いじめの認知は、いじめの
解消に向けた第一歩

認知件数が多いことは悪いことではない。
いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、
件数の多い少ないではなく、認知した事案を
どれだけ、どのように解決したかを大切にす
る。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、内容や当事者間の状況によっては、警察や司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

◆いじめ対策年間計画◆

| 月 | 教職員の活動 | | | 生徒の活動 | |
|----|--------------------|------------------------------|-----------------|---|---------------------|
| | 対策委員会 | 校内研修 | 教育相談等 | 道徳・学級活動 | 生徒会活動 |
| 4 | ○全体計画の検討 | ○いじめに対する共通理解 | | ○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり | |
| 5 | 月一回の実施 | ○道徳授業研 | ○アンケート① ○面談1 | ○話し合い「学級の諸問題について」 | |
| 6 | | ○アンケート分析 ○教育相談、ピアサポートについて | ○アンケート② ○相談 | ○ソーシャルスキルトレーニング実施 ↓ | |
| 7 | | ○三者面談について | ○面談2 | | ○いじめゼロフォーラムの計画作成 |
| 8 | | ○教育相談技術 ▼講師…SC) | | | |
| 9 | | ○フォーラムに向けて | ○アンケート③ ○相談 | ○学級フォーラム | ○いじめゼロフォーラムの準備 ↓ |
| 10 | ○学校評価を受けての対策の点検と改善 | | ○前期相談内容のまとめ | ○フォーラム後の振り返り ○行事を通じた人間関係づくり | |
| 11 | ↓ | ○アンケート分析 | ○アンケート④ ○面談3 | | ○いじめゼロフォーラム |
| 12 | | | | | ○研究学園人権宣言 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | ○アンケート分析 | ○アンケート⑤ ○面談4 | ○学級フォーラム | |
| 3 | ○評価と次年度計画のまとめ | ○評価と次年度の課題 | ○相談内容のまとめ | ○フォーラム後の振り返り | ○反省と次年度計画 |